

都市計画基礎調査実施要領 (第5版)

令和5年6月
国土交通省都市局

はじめに

1 都市計画基礎調査実施要領の見直しの主旨について

都市計画基礎調査は、都市計画法第 6 条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるものである。

人口減少・超高齢社会が本格的に到来し、他方、ICT・IoT 等の普及に伴う社会のデジタル化・ネットワーク化が急速に進展する中、諸課題への対応のためコンパクトなまちづくりへの転換の実現や官民データ活用の推進等が求められている。

都市計画基礎調査情報については、都市計画分野に限らず、まちづくり全般、防災、スマートシティ等の幅広い分野での活用が広がりつつある一方、これまでの実施要領においては、調査項目によっては必ずしもGISデータの整備を想定していなかったために、データフォーマットが不明確であったり、収集項目や原典資料などについての記載内容に曖昧さがあるなど、標準化において課題となっていた。

このため、都市計画基礎調査情報のデータの標準化を主眼に置き、都市計画情報のデジタル化・オープン化の一層の推進に資するよう、「都市計画基礎調査実施要領」（令和3年5月27日付国都調第1号国土交通省都市局長通知）について、今般見直しを行ったものである。

なお、本要領の活用にあたっては、あわせて以下の点に留意されたい。

▶ 都道府県と市町村の連携による効果的な調査実施

都市計画基礎調査は、都道府県が調査主体として実施するものであるが、市町村が実施する調査の結果を活用するなど、市町村と連携した効率的かつ効果的な調査を実施することが望ましい。

なお、都市計画基礎調査の調査項目は、都市計画を運用する上で最低限必要と考える項目であるが、これ以外にも地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項を調査項目とすることとされていることから、それぞれの地域において、その時代の都市課題に対応した適切な調査項目を設定することが必要である。

▶ マネジメント・サイクルを重視した都市計画への活用

集約型都市構造化（立地適正化計画の策定・見直し）、低炭素都市づくり、中心市街地活性化、安全・安心まちづくり等、都市計画や立地適正化計画が直面する課題は多様化している。個別の都市計画の決定・見直しのみならず

都市計画総体としての適切さを確保する上で、都市計画基礎調査による客観的なデータやその分析・評価結果の活用が有効と考えられる。また、その際、住民等へのわかりやすい説明の観点から、調査結果の空間分布を視覚的に把握することも有効であり、都市構造を可視化するツール等を活用することも考えられる。

➤ GIS活用の推進

国勢調査等の統計情報、交通施設等の公共公益施設の情報など、行政や関係機関が保有する詳細なGISデータがインターネットを通じて広く入手可能となっている。GISの活用を前提とした都市計画基礎調査を実施することにより、これら公表データの活用による経費等の削減、分析の高度化への対応、都市計画GISや他分野との連携による行政事務の効率化・高度化などへの寄与が考えられることから、GISの活用を積極的に推進されたい。また、GISの活用を進め、あわせて適切なバックアップを保存しておくことにより、大災害時の復旧・復興対策を立案実行する際の基礎的データとして速やかな活用が可能であると考えられる。加えて、都道府県から関係市町村への調査結果の通知にあたっては、都市計画法施行規則の改正を踏まえて、データの集計・分析や幅広い活用に適する電磁的記録媒体による送付が望ましい。

➤ オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく調査の実施

行政が保有するデータは、可能な限り利用・提供すべきという基本的な方向性のもと、民間事業者も含めさまざまな主体が容易に利用できるようにすること、また、取組可能なものから速やかに進めることが求められている。このため、都市計画基礎調査の実施においても、オープンデータを前提とした情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うオープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づくことが重要であると考えられる。

（都市計画基礎調査情報の利用・提供に係る考え方は「都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイダンス」、「都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン」を参照するとともに、調査実施の技術的詳細は別途示す〔技術資料〕を参照されたい。なお、「都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン」のうち、都市計画基礎調査情報の個人情報の考え方や取扱いについては、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正を踏まえ、国土交通省都市局より地方公共団体あて発出した、「都市計画基礎調査のオープンデータ化に向けた土地利用現況及び建物利用現況の取り扱いについて」（令和5年3月1日、国都計